

○宍粟市情報公開条例施行規則

平成17年4月1日

規則第13号

注 令和6年3月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この規則は、宍粟市情報公開条例（平成17年宍粟市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

(令6規則23・追加)

(公文書開示請求書)

第2条の2 条例第6条第1項に規定する書面は、公文書開示請求書とする。

2 条例第6条第1項に規定する電磁的記録の提出の方法は、次に掲げるいずれかの方法とする。

(1) 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第1号に規定する電子メールをいう。以下同じ。）により送信する方法

(2) 市長が指定する電子情報処理組織（実施機関の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と開示請求をしようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して送信する方法

3 条例第6条第1項第3号に規定する事項（開示請求を電磁的記録の提出により行う場合に限る。）は、開示請求を書面の提出により行う場合に開示請求者が公文書開示請求書に記載する事項に準じて市長が定める事項とする。

(令6規則23・旧第2条繰下・一部改正、令6規則46・一部改正)

(公文書開示決定通知書等)

第3条 条例第11条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公文書の件名又は内容
- (2) 開示の日時及び場所
- (3) 開示の実施方法
- (4) 開示しない部分及びその理由

2 条例第11条第1項に規定する通知は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める様式により行う。

- (1) 公文書の全部を開示する旨の決定をした場合 公文書開示決定通知書
- (2) 公文書の一部を開示する旨の決定をした場合 公文書部分開示決定通知書

3 条例第11条第2項の規定による通知は、公文書不開示決定通知書により行う。

(令6規則46・一部改正)

(開示決定等期間延長通知書)

第4条 条例第12条第3項の規定による通知は、開示決定等期間延長通知書により行う。

(令6規則46・一部改正)

(開示決定等期間特例延長通知書)

第5条 条例第12条第4項の規定による通知は、開示決定等期間特例延長通知書により行う。

(令6規則46・一部改正)

(事案移送通知書)

第6条 条例第13条の規定による通知は、事案移送通知書により行う。

(令6規則46・一部改正)

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第7条 条例第14条第1項に規定する必要な事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第14条第2項に規定する必要な事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 条例第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由
- (3) 開示請求に係る公文書に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

3 条例第14条第2項の規定による通知は、公文書の開示決定に係る意見照会書により行う。

4 条例第14条第3項の規定による通知は、開示決定に係る通知書により行う。

(令6規則46・一部改正)

(開示の実施)

第8条 条例第15条第1項の規定による開示の実施は、市長が指定する日時及び場所において行う。ただし、公文書の写し又は複製物の交付を受けようとする者が送付による交付を求める場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合における当該送付に要する費用は、次に掲げるいずれかの方法により、当該公文書の写し又は複製物の交付を受けようとする者が納付しなければならない。

- (1) 現金又は郵便切手その他郵便に関する料金を表す証票により納付する方法
- (2) 納入通知書により納付する方法

3 条例第15条第2項に規定する電磁的記録の開示は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に掲げる方法とする。

(1) 当該電磁的記録が映像又は音声記録されたものである場合 視聴又は複製物の交付の方法

(2) 当該電磁的記録が前号に掲げるもの以外のものである場合 当該電磁的記録を印刷物として出力したものの閲覧又は交付の方法

4 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録をディスプレイの画面等に出力したものを視聴させ、又は電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）に複製することが容易であるときは、視聴又は複製物の交付の方法により開示を行うことができる。

5 第3項各号及び前項の規定にかかわらず、当該電磁的記録を電子メールにより送信することが可能であるときは、当該方法とすることができる。

6 公文書を閲覧し、又は視聴しようとする者は、職員の指示に従うとともに、公文書を改ざんし、汚損し、又は破損してはならない。

7 市長は、前項の規定に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、公文書の閲覧又は視聴を停止し、又は禁止することができる。

8 公文書の写し又は複製物を交付する場合の部数は、請求のあった公文書1件につき1部とする。

（令6規則23・一部改正）

（更なる開示の申出）

第9条 条例第15条第3項の規定による申出は、更なる開示申出書により行わなければならない。

2 前項の場合において、既に開示を受けた公文書（その一部につき開示を受けた場合にあつては、当該部分）につきとられた開示の実施の方法と同一の方法を当該公文書について求めることはできない。ただし、当該同一の方法を求めることにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

（令6規則46・一部改正）

（開示に係る費用）

第10条 条例第17条第2項に規定する開示に要する費用は、別表のとおりとする。ただし、当該費用には、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税（以下「消費税等」という。）の額に相当する金額を加えるものとし、消費税等の額の算定において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

2 前項の費用は、あらかじめ納付しなければならない。

(審査会諮問通知書)

第11条 条例第19条第3項の規定による通知は、審査会諮問通知書により行う。

(令6規則46・一部改正)

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(令6規則46・追加)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の山崎町公文書公開条例施行規則（平成6年山崎町規則第16条）、一宮町情報公開条例施行規則（平成12年一宮町規則第19号）、波賀町情報公開条例施行規則（平成10年波賀町規則第15条）又は千種町情報公開条例施行規則（平成13年千種町規則第6号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成26年3月25日規則第10号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日規則第15号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年2月21日規則第2号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月13日規則第23号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年9月6日規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第10条関係）

(令6規則23・一部改正)

公文書の種別	開示の実施方法	金額
文書及び図面	複写機により複写したものの交付（白黒）	1面10円（A3まで）
	複写機により複写したものの交付（カラー）	1面30円（A3まで）
	その他の方法により複写したものの交付	写しの作成に要する額
電磁的記録	光ディスク（DVD-Rに限る。）に複製したものの	1枚100円

交付	
用紙に出力したものの交付（白黒）	1面10円（A3まで）
用紙に出力したものの交付（カラー）	1面30円（A3まで）
その他の方法により複製したものの交付	複製物の作成に要する額